日・バーレーン投資協定

背　　景

- バーレーンでは、2018年に大規模油田及びガス田が発見される一方、製油所の近代化などにより、単なる資源輸出ではなく付加価値を高めた石油関連製品の輸出や、資源産業の上流部門に頼らない産業の多角化を推進し、外資の積極的な誘致を進めてきており、今後も我が国からのバーレーンへの投資の更なる増加が見込まれている。
- 日本とバーレーンは、長年良好な関係を築いてきており、現在では経済分野をはじめとする幅広い協力関係にある。バーレーンの簡素な事業認可手続や税制面での優遇政策等を背景に、製造業、金融、商社を中心とした日系企業が進出している。

主な内容

◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

（1）投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇

（2）投資財産に対する公正な待遇、十分な保護・保障

（3）正当な補償等を伴わない収用の禁止

（4）投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続

早期締結の必要性

- バーレーンの投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上。
- 我が国からバーレーンへの投資の更なる保護・促進。

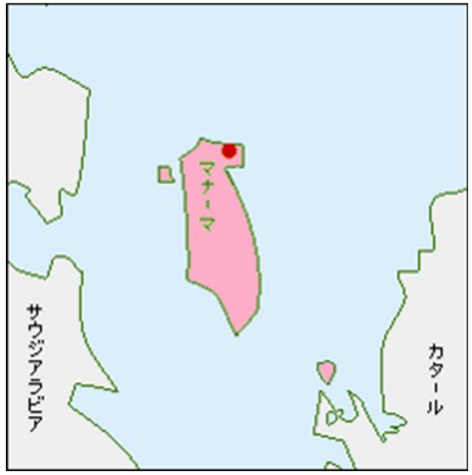

- 人口：
  174.8万人（2021年）
- 一人当たりGDP：
  22,232米ドル（2021年）
- 在留邦人：
  168人（2021年）
- 進出日系企業：
  19社（2021年）
- 進出分野：
  製造業、金融業、商社等

（参考）
- バーレーンは、米国、英国、ドイツ、フランス、中国等約25か国との間で投資協定が発効済み。
- 2012年4月にハマド国王が訪日。2022年6月に本田外務大臣政務官（当時）が訪問。
- 2022年6月に署名（於：マナーマ）。